

ベースロード市場 2019年度第3回取引結果について

2019年12月24日

資源エネルギー庁

ベースロード市場（BL市場）の約定結果について

- 2019年11月22日にBL市場の2019年度第3回オークション（2020年度受渡分、入札期間：11/12～11/22）の約定処理が行われた。
- 全国での約定量は267.8MW（1年間の電力量に換算すると約23.5億kWh）であり、各エリアの約定量及び約定価格は以下のとおり。
 - 北海道エリア：約定量12.9MW（1.1億kWh）、約定価格12.45円/kWh
 - 東京・東北エリア：約定量193.6MW（17.0億kWh）、約定価格9.40円/kWh
 - 西エリア：約定量61.3MW（5.4億kWh）、約定価格8.70円/kWh
- 2019年度のオークションの約定量の合計は、534.3MW（約46.8億kWh）。
- また、昨年度の常時バックアップの調達量は約100億kWhであり、今回のBL市場の約定量は約23.5%（2019年度の合計で約47%）に相当する※。

※ 昨年7月に取りまとめた「中間とりまとめ」において、常時バックアップとBL市場は政策目的が一部重複することから、BL市場からの調達に移行を促すこととされている。

商品エリア	約定量（MW）	約定量（億kWh）	約定価格（円/kWh）
北海道	12.9	1.1	12.45
東京・東北	193.6	17.0	9.40
西	61.3	5.4	8.70

売り入札の状況

- 電力・ガス取引監視等委員会による監視の結果、各大規模発電事業者の供出量は、いずれもベースロード市場ガイドラインで定める投入電力量を満たしていたことが確認された。
- また、各大規模発電事業者は、供出上限価格をベースロード市場ガイドラインに沿った方法で設定し、それ以下の価格で市場への供出を行っていたことが確認された。

2. 監視の結果

- 監視等委員会事務局において、各大規模発電事業者の供出状況について詳細な分析を行うとともに、各事業者からその考え方等を聴取すること等により、ベースロード市場ガイドラインに基づく取組がなされていたかどうか確認したところ、以下の通りであった。
 - ✓ 各大規模発電事業者の供出量は、いずれもベースロード市場ガイドラインで定める投入電力量を満たしていた。
 - ✓ 各大規模発電事業者は、供出上限価格をガイドラインに沿った方法で設定し、それ以下の価格で市場への供出を行っていた。
 - 第1回・第2回のオークションにおいてガイドラインに沿った手法で供出上限価格を算定していることが確認できなかった事業者に関しては、指摘した内容を踏まえた上で供出上限価格をガイドラインに沿った方法で設定し、それ以下の価格で市場への供出を行っていることを確認した。

(注) 今回確認した供出上限価格、入札量及び供出価格については、大規模発電事業者の競争情報に該当するため、詳細な数値は非公表としている。

3. 今後の対応

- 大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門に対するベースロード電源に係る卸供給価格と推定される価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回っていないか確認を行う。
 - － その確認にあたっては、大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門の収益・費用の構造や小売平均料金を参照する。その際、大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門の受渡年度における小売取引のうち、以下のような取引について、ベースロード市場へ供出した価格との整合性をヒアリング等を通じて確かめていく。
 - 公共入札の結果、落札価格がベースロード市場への供出価格を下回るような取引
 - 小売市場重点モニタリングの調査の対象となった取引
- 受渡年度の実績が確定した後、実績発電コスト・実績発電量と想定発電コスト・想定発電量との比較に必要な根拠の提出を求め、各事業者の供出上限価格の算定における想定が合理的なものであったか確認する。
- ベースロード市場活性化のため、翌年度以降においても引き続き入念に監視を行う。

買い入札の状況

- 電力・ガス取引監視等委員会の監視の結果、買い入札量は売り入札量を相当程度下回っていたことが確認された。
- また、各エリアのBL市場の約定価格と、基準エリア（北海道、東京、関西）の2018年度平均エリアプライスを比較すると、どのエリアにおいてもBL市場の約定価格が平均エリアプライスを下回っている。

商品エリア	約定価格（円/kWh）	基準エリアの 2018年度平均エリアプライス （円/kWh）
北海道	12.45	15.03
東京・東北	9.40	10.68
西	8.70	8.88

今後の議論の進め方

- 今回の取引によって、2019年度のベースロード市場は全3回のオークションを終えた。今後、取引状況の詳細な分析等を行い、今後のベースロード市場の在り方等について検討を進めていくこととしたい。検討に当たっては、電力・ガス取引監視等委員会において実施した、買手である小売電気事業者に対するヒアリング結果も参考にする。

1. オークション結果の概要 (3) 買手からの聞き取り結果

- 買い入札量が売り入札量を大きく下回ることから、入札に当たっての懸念事項について、複数の小売電気事業者にヒアリングを行った結果、以下のような意見が見られた。

【約定価格について】

- ベースロード市場に対して期待した価格よりも高い。
- 概ね事前の想定通りの価格であった。価格を固定化できるというメリットを考えると、妥当な水準ではないか。

【預託金について】

- ベースロード市場の約定価格とスポット市場の約定価格の価格差を清算するのに充てられるという性質を考えると、預託金が年間約定価格総額の3%というのが高いのではないか。
- 預託金の金額水準自体は妥当であったとしても、約定日の翌日から最長で21ヶ月間預託金として拘束されると考えると、拘束期間が長いのではないか。また、約定日の翌日に支払うこと自体、社内承認プロセスとの関係で抵抗がある。

【開催時期について】

- 翌期の相対契約の交渉が本格化するのは12月～2月頃であることから、特に第1回・第2回オークションの開催時期がやや早いと感じる。
- 早期に一定の数量・価格を固定できること自体はメリットであり、制度が定着すれば、調達に係る有用なポートフォリオの一つになりうる。

【その他】

- 市場を通じて日々受渡が発生するため、キャッシュフローが平準化される点はメリットである。
- JEPXへの支払は日々発生する一方、対応する販売代金は2ヶ月後に入金されるものが多く、差が生じてしまうため、相対契約に比して資金繰りが難しい。
- ベースロード市場ガイドライン上、購入可能量と適格相対契約との関係が不明瞭であり、既存の相対契約がどの程度減少するか分からなかったため、入札量を減少させることも検討した。
- 市場の状況について公開されている情報が少なく、オークション回数が3回と分析する機会も少ないため、中々応札しようという気にならない。

4